

頓挫した夫婦控除の創設 「多くが実質増税」は誤解 中間所得層、負担減が多数 高山憲之・年金シニアプラン総合研究機構理事・研究主幹 白石浩介・拓殖大学教授

2017/1/10付 | 日本経済新聞 朝刊

2017年度税制改正大綱には、配偶者控除の対象となる配偶者の年収上限を103万円から150万円に引き上げることと、世帯主の年収が1120万円を超す世帯への適用制限が盛り込まれた。

政府内では当初、配偶者控除について、夫婦なら片働きでも共働きでも一定の控除を受けられる夫婦控除に切り替えることを検討する案が浮上した。だが与党内で「パート主婦が打撃を受ける」「専業主婦には増税となる」など反対論が相次いだ。「中間所得層は負担増になりかねない」「実質増税となる人の方が人数的に多くなりそうだ」との懸念も聞かれた。こうした声を受け、政府・与党は配偶者控除存続の方針に転換した。

果たして反対論や懸念は事実に基づいているのか。冷静かつ賢明な政策論議を促し国民の理解を深めるには、客観的な科学的証拠が不可欠だ。

そこで本稿では、新たに実施した推計作業の主要な結果を紹介したい。利用した資料は13年に実施された厚生労働省「国民生活基礎調査」だ。年収は12年分であり、税制も同年の制度を想定した。

まず所得税で38万円の配偶者控除を廃止し、夫婦のうち収入の多い方に同額の夫婦控除（所得控除方式）を導入するケースについて、税負担の増減を推計した。税込総額が変わらないよう、夫の年収に800万円（合計所得600万円）の所得制限を設けた。

推計結果によると、この移行で負担増となるのは世帯全体の9%（480万世帯）、負担減となるのは15%（800万世帯）で、負担減となる世帯の方が多い。また世帯年収400万円以上1千万円未満の中間所得層では総じて負担減となる世帯の方が多い。

「増税組＝多数派」「中間所得層＝負担増」との見方はいずれも誤りだ。なお、全体の76%の世帯には負担増減が及ばない。その大部分は無配偶者、低所得層、高齢者だ。

妻が専業主婦（収入を伴う仕事をしていない妻、高齢の年金受給者を含む）の場合に限ると、夫婦控除への移行で税負担が増えるのはその20%（360万世帯）にすぎない。負担増は平均で年



高山憲之氏



白石浩介氏

4万4千円であり、年収800万円以上の高所得世帯に集中している。「専業主婦にはまるっきり増税」とはならない。

一方、パート主婦の場合では、増税となるのは11%（83万世帯）、減税となるのは30%（230万世帯）であり、減税となる世帯の方がむしろ多い。つまりパート主婦で打撃を受けるのは少数にとどまり、多数は逆に負担減となる。

他方、制度移行で減税の恩恵を最も多く受けるのは、妻が正規の共働き世帯だ。その73%（290万世帯）が減税となり、減税額は平均で年3万2千円となる。

ただ、配偶者控除を所得控除方式の夫婦控除に切り替えると、減税額は高所得世帯ほど大きくなる。この問題点を避けようとするれば、税額控除方式の夫婦控除に移行すればよい。そこで夫婦税額控除への移行に伴う所得税の増減も推計した。その際、夫婦のうち収入の多い方に2万7500円の税額控除を適用した。所得制限は設けない。この場合も税込総額は変わらない。

この移行による負担減世帯は全体の32%（1700万世帯）、負担増世帯は16%（850万世帯）、負担が変わらない世帯は52%（2700万世帯）となる（表参照）。負担減世帯数は負担増世帯数の2倍にのぼる。

特に世帯年収300万円以上600万円未満の中間所得層では、減税組が増税組を世帯数で大きく圧倒する。なお、増税組の負担増は平均で年間3万3千円にとどまる。所得控除方式の夫婦控除導入ケースの5万円よりも少ない。

負担減組が多い主因は、所得税納税者の6割近くが適用税率5%となっていることにある。適用税率5%の場合、配偶者控除廃止に伴う増税額は1万9千円（=38万円×5%）だ。その一方で、2万7500円の税額控除が適用されるので、全体として8500円の負担減となる。

妻の働き方別にみると、正規の場合、負担減が88%（340万世帯）に及ぶ。負担減は平均で年間2万5千円だ。

一方、パート主婦の場合、負担減は56%（430万世帯）、負担増は31%（240万世帯）であり、ここでも負担減の世帯が多数を占める。世帯年収200万円以上700万円未満（430万世帯）では負担減（1万円台）となる世帯が多く、世帯年収800万円以上（220万世帯）では逆に負担増（4万～5万円）となる世帯が多い。

また、妻が専業主婦の場合、負担減は46%（830万世帯）、負担増は29%（530万世帯）となり、負担減組が多数派だ。特に世帯年収300万円以上500万円未満では負担減（年1万円弱）がほぼ75%に達するが、年収600万円以上では逆に負担増組が多数（60～70%）を占める。その負担増は年収600万円台で年2万円強、年収800万円台で4万3千円となる。負担増は少額にとどまる。

世帯区分	世帯割合			
	負担減	増減なし	負担増	
全体	32%	52%	16%	
世帯年収	0～299万円	9%	91%	0%
	300～599	45%	44%	11%
	600以上	45%	16%	39%
妻の就業状況	正規	88%	4%	8%
	非正規	56%	13%	31%
	専業主婦	46%	25%	29%

(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)
(注)妻の就業状況は夫婦1組の世帯に限定。正規、非正規は勤め先の呼称。専業主婦は収入を伴う仕事をしていない妻を意味し、高齢の年金受給者を含む

推計によると、夫婦税額控除への移行時には約7200億円の所得再分配が伴う。それにより女性の働き方に中立的な税制が実現し、大半の共働き世帯や中低所得層の専業主婦世帯に減税の恩恵が及ぶ一方、高所得のパート主婦世帯・専業主婦世帯は総じて負担増となる。そして全体としてみると、負担減組が負担増組を世帯数で圧倒する。

こうした事実は、冒頭で紹介した反対論や懸念とは大きく異なる。与党による配偶者控除廃止見送りの背景には、事実に関する理解不足や誤解があったとも考えられる。

なお個人住民税では配偶者控除による負担軽減額が6600億円となっており、所得税の負担軽減額の約9割に相当する。住民税でも同様の見直しを検討する必要がある。

配偶者控除見直しに関わる17年度改正案は、全体として300億円の所得再分配となる小粒なものだと報道されている。減税の恩恵を受けるのは世帯全体の6%（315万世帯）にすぎず、その中核は世帯年収500万円以上1120万円未満、40～50歳代のパート主婦が占めている。ただ、減税額は平均で年間1万5千円と推計される。

パート主婦は現在、配偶者控除により税制上の特権を享受している。今回の改正案はその特権を中間所得層に限り拡大・強化する内容で、働き方に中立的な税制の実現に逆行するものといえる。ちなみに、年収103万円以下のパート主婦や中低所得層の専業主婦世帯に減税効果は及ばない。妻が正規で働いている共働き世帯も税制上、不利な立場に置かれたまま。そして結果的に、減税分のツケは世帯主の年収が1120万円を超える高所得層に回される。

与党は17年度税制改正大綱の中で、配偶者控除見直しを今後も継続し、ゼロ税率や税額控除方式などの導入を検討するとしている。客観的な科学的証拠を踏まえながら、働き方に中立的な税制実現という改革の原点に立ち返った検討が進むことを期待したい。

なお本稿では、配偶者控除を見直しても、妻の就労内容は変わらないと想定した。社会保険加入に関する「130万円の壁」や、配偶者控除の適用条件と連動しがちな企業の配偶者手当などが、引き続き女性就労の選択肢拡大を妨げていると考えたからだ。

- 配偶者控除見直しでは科学的証拠参考に
- 夫婦控除創設で負担増は高所得層が中心
- 働き方に中立的な税制実現の原点に戻れ

たかやま・のりゆき 46年生まれ。東京大経済学博士。一橋大名誉教授

しらいし・こうすけ 65年生まれ。ロンドン大経済学修士